

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第7回）議事要旨

日時：令和5年11月22日（水曜日）10時～12時

場所：経済産業省別館2階238各省共用会議室

出席者：

○委員：内山座長、郷野委員、柴崎委員、高橋委員、豊國委員、後藤様（中田委員代理）、林委員、吉田委員

○オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学）、

村田様（全国LPガス協会）、上平様（日本LPガス協会 吉田様代理）

○関係省庁：国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 須賀課長補佐、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 高城課長補佐、不動産・建設経済局不動産課 大矢課長補佐、消費者庁消費者政策課 大木政策企画専門官

○事務局：定光資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長

議事要旨

事務局から資料3「実効性確保策の具体化と制度改正案」を説明後、委員、関係省庁からの主な意見は以下のとおり。

■総論、議論の進め方

- ・大手事業者が過大な営業行為を駆け込みで行っていると聞き、社会的な役割やコンプライアンスはどこにいったのか、由々しき問題だと思うのでここで報告する。
- ・何社か事業者に聞いたところ、制度改正の柱が三本あるが、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、客に対する情報提供とすべてにおいて納得感があるというのが正直なところ。ただ、細かいところに関しては実効性を問われている。
- ・7月のWGで提示された制度見直しの方向性について業界内でも意見交換を重ねてきたが、業界としては方向性に賛同。新制度をワークさせることが大事であり、詳細検討は引き続き必要という認識。
- ・集合住宅と戸建てとでは評価の視点が異なるところ、その整理が不十分なままとりまとめると誤った議論になりうる。
- ・このWGの場に公取がないのが非常に残念。過大な営業行為等含めて、優越的地位（の濫用）ではないのかと疑うところ公取の明確な見解が欲しい。

■賃貸集合住宅（無償貸与）

- ・事業者と大家で決めた取引の結果として、消費者が高いガス料金を支払うしかない状況は、第三者の利益を奪う行為であり違法だと思う。是正の問題ではなく、即座にやめさせるような強い態度でもっと徹底的な規制をするべき。
- ・すでに集合住宅のオーナー向けの抜け駆け、駆け込み勧誘が熾烈になっているという情報が入ってきている。早期に通報フォームを設置すべき。三部料金制の実施時期の前倒しも全面賛成。
- ・LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約禁止の具体例として、①エアコン等を無償貸与した上でガス契約の解除時の買取条項が入っているもの、②契約解除時に不当な買い取り価格が設定されているもの、③長期にわたる契約継続を前提とした紹介料の支払いが挙げられるのではないかと懸念している。過大な紹介料について

は、切替え禁止条項で規制するのが適切だと思う。

- ・LPガス事業者の切替え制限を禁止していくことは重要。抜け駆けがあつてなし崩しになる、と懸念もあり、ガイドライン等で、具体的な形で過大な利益供与を含めた様々な抜け駆けを明確に禁止する必要があると思う。例えば、リベートや紹介料を理由として、大家に対し、5年間は契約切替えを禁止するような取り決めが考えられるが、そうしたものは禁止してはどうか。利益供与しても、切替えられるとなれば、過大な営業行為も普通に戻るように思う。

■戸建て住宅（貸付配管）

- ・戸建住宅を巡る課題については、独占禁止法や景表法に該当するのか、という視点でチェックが必要となり、集合住宅とは違う問題である。
- ・WG報告書で、今後の新規契約について貸付配管は行わないと整理するのは一歩前進。建物所有者と配管所有者を一致させるように早期にロードマップを示してもらいたい。
- ・注文住宅と建売住宅とでは抱える課題は異なる。建売住宅の場合、事前説明の機会があるとはいえ、実際には配管の所有関係をしっかり理解しないままLPガス料金を負担している場合もある。消費者が配管について理解しておらず、配管費用を払わないということであれば、錯誤無効も考えられる。LPガス事業者は損失を被ることにはなるが、ちゃんと説明しなかった建売業者と解決すべき問題である。
- ・貸付配管は長きに渡る慣行であるが、事業者切替え時のトラブルの温床であり、事業上のリスクとなっている。今回の制度改正を契機に、制度改正後の新規契約は配管を建物所有者の所有物と位置付けるように推奨していくべきではないかと考える。これにより建物所有者が自らの判断基準に基づいてLPガス事業者を自由に選択することが可能になる。また、一週間ルールの短縮・撤廃の方向で検討することができると思う。
- ・これまでも貸付配管を止めようとしてきたが、顧客側から要請されるのでそうできなかった。貸付配管を止めるのであれば、制度上禁止するというではないか。他方、貸付配管という選択肢は本当に認められないのか。それがあからこそサービス向上につながるということもありうるのではないか。また、今回、新規の貸付配管の廃止を検討するということであっても、既存のものは別。既存の契約関係を守らなくてもいいという風に受け取られないように注意する必要があると考える。
- ・貸付配管について裁判となっている事例について、多くの場合、建物所有者たる消費者は、訴訟コストを勘案して諦める傾向にあることは念頭に置いておく必要。

■LPガス料金の取扱い（3部料金制の徹底～LPガス料金における設備費用の外出し、設備費用の計上禁止等）

- ・3部料金制の施行の一年前倒しは全面的に賛成。一年でも遅いくらい。
- ・3部料金への移行について、既存契約の扱いは妥当なものとする。制度移行前の駆け込み行動も多い中、施行時期を前倒しすることで抑止することは必要。
- ・三部料金制の徹底だが、設備料金の外出しを徹底するためにも、基本料金、従量料金の定義を精査して限定列挙し、曖昧な形ではなく規定すべき。ガス警報器については、保安の関係で基本料金への参入を明示的に認めるべき。また、設備料金の外出しに当たってはオーナーの理解も必要であり、啓発活動に取り組む必要がある。
- ・設備費がLPガス料金から家賃に移るわけで、単純に国民の負担が下がるという話ではない。今回の制度改正を受けるかたちで、これまで設備費用としてLPガス料金で負担していた分については家賃に含まれることになるという点について、国交省の審議会でも取り上げて欲しい。
- ・LPガス料金の公表については既にやらないといけないことになっている。大手事業者ならすぐできるはずであり、しっかり対応してもらいたい。
- ・業界の大きな問題となっていた貸与問題に一定の知見が示されそうとしている。業界には痛みが伴う作業が待っているかもしれないが、なんとしても乗り越えないといけない。そうしなければこの業界はなくなってしまう

うという、強い危機をもっている。高額な設備貸与費用を回収するためにLPガス料金を引き上げるというLP事業者側の論理は消費者には通用しない。目指すべき最終ゴールは料金の低廉化だと思う。

- ・サブスクサービスの料金体系として、ユニットコストエコノミクス（顧客一人あたりの利益）であったり、ライフタイムバリュー（一人の顧客がサービスを契約してから解約するまでの期間に自社にもたらした利益）といった新しい考え方が出てきている。LPガス料金を考えるにあたって参考になる面もあるかもしれない。
- ・既存の契約からの移行に更新時期に合わせた早期の移行を促していくとあるが、期間は定めないのか。また、定めない場合、どれくらいの期間で移行していくと考えているか。

（事務局からの回答）

⇒既存の契約について、新規ルールへの移行期限は設けないが、賃貸集合住宅については統計的に見て平均4年周期で転居するとのことであり、徐々に新規ルールの下での料金に移行していくものと考えている。

■通報フォーム、自主取組宣言

- ・通報フォームの開設に関して、解決ツールとして力不足となる恐れ。違法となるのかどうか慎重な見極めが必要になり、時間もかかると思う。他方、エネ庁がこれだけ注視していること自体がかなりの抑止力になるのではないかと考えている。
- ・通報フォームについては、真偽が定かでない情報を確認するという観点から、匿名ではなく、名前を記入した上で受け付けるのが望ましいのではないかと。
- ・通報フォームに寄せられた情報についてはWGにも示してもらいたい。省庁間の共有もお願いしたい。
- ・通報された内容を踏まえて罰則を適用していくというが、実際に措置するまでには時間がかかり、その間どうするのか。例えば、グレー案件含めて懸念される行為を整理し、当局として注視していくと明らかにすることで、抑止力となるのではないかと。
- ・通報フォームについては、消費者側に、設備費用が含まれているかどうかをチェックしてもらい、怪しい場合は通報してもらおうようにすると、新制度への移行・浸透を図っていく原動力にもなっていくと思う。
- ・通報された案件のうち、不動産側の関与がある場合、国交省からの対応を担保したスキームを整えてもらいたい。
- ・通報フォームは苦情であったり悪い事例を集積していくことになると思うが、いずれは、より良い事例を収集していく取組も必要になってくると思う。
- ・自己適合宣言の仕組みと通報フォームの設置は早期に導入をお願いしたい。通報フォームに集まった情報はWGでも妥当性を判断する必要があると考える。また、いずれの省庁へも情報提供できるように質問の方法、項目の書き方を検討してもらいたい。
- ・LPガス事業者は、消費者がLPガス料金に何が含まれているか把握できるよう情報提供を徹底してもらいたい。制度改正に伴い、大手事業者が率先して、制度遵守の姿勢を示し適合宣言を積極的に行ってもらいたい。
- ・適合宣言については、宣言している内容と実際にやっていることが同じかどうかを確認していく必要がある。また、この宣言は、オーナー・不動産会社・住建メーカーも取り組むべき。
- ・商慣行見直しに向けた取組宣言は難しい名前かと思う。もっとわかりやすい表現でもいいかと思う。
- ・自己適合宣言について、ガイドラインを整備し、抽象的な宣言にならないようにすべき。
- ・適合宣言については、中小のLP事業者も取り組むことで、商慣行改革に向けた流れができると思う。
- ・自主取組宣言については、下請法の世界ではパートナーシップ宣言などもあるが、業界が襟を正していく良い機会となる。大手のみならず中小事業者にも取り組んでいただきたい。また、いわゆる「コピペ」ではなく、自社のことばで語っていくようにしてほしい。

■関係省庁等との連携

- ・国土交通省には、改正前の駆け込み的な LP ガス事業者からの営業、不動産側からの圧迫が過激になっているとの状況も踏まえ、LP ガス事業者からの過大な営業を受け付けない、入居予定者への LP ガス料金の情報提供を行う、といった方針を不動産業界の監督方針を示す文書等に明記し、指導して行ってほしい。
- ・国交省には、賃貸オーナー等の不動産関係者への周知徹底をお願いしたい。
- ・国交省との連携に関して、不動産の建設・発注段階での利益供与要求もあるところ、法令上の措置も含めて検討いただきたい。また、集合住宅については、建物に附属する設備費用はオーナーが負担するのが通常であり、その点の意識改革も併せてお願いしたい。
- ・公正取引委員会には、LP ガス専用の通報窓口を設置して、それをプレスリリースするなど注視を強めて行ってほしい。今後の液石 WG に関係省庁として出席し、必要な措置をとってほしい。
- ・消費者庁には、LP ガス憑依金について、消費者に対する情報発信をわかりやすく実行してほしい。被害事例の共有もお願いしたい。LP ガス事業者による特商法違反は問題であり、不実告知等の事案に対してもしっかりと目を光らせてほしい。
- ・資源エネルギー庁には、関係省庁をしっかりと巻き込んで、WG を継続して開催してほしい。都道府県市町村に対しても、制度改正の周知を徹底してほしい。
- ・執行について、地方だと各県庁や市町村が執行するということになると思うが、過去、保安のことしかやってこなかった。法律の中では取引の適正化というのが明言されているが、それは市況の問題だから対応できないといった話も聞く。自治体も一緒に対応して行って欲しい。
- ・取り締まりについて、自治体レベルでは保安中心となっているところ、現状のままでは実効性が懸念される。体制整備をお願いしたい。
- ・縦割りの弊害と言われることが多いが、関係省庁はそう言われたいよう、エネ庁を後ろから支えると宣言していただきたい。

⇒【国交省】

- ・新たな義務付けというのは慎重な検討が必要になる。経産省と協力してこの WG や省令の進み方については引き続き関係業界にアナウンスしていきたい。

⇒【消費者庁】

- ・本件については消費者の知らないところで選択の権利が阻害されているということが課題である。最終的に消費者が支払う料金が同じだとしても、消費者が納得したうえで支払うことが重要。消費者には商習慣に限らず、契約内容をきちんと理解したうえで契約してもらうことが非常に大切であると考えているので、周知を図っていきたい。
- ・特商法については、事実に基づいて厳正に対処していきたい。